

待機児童支援助成事業補助金を支給します

●問い合わせ先 こども未来課 保育班 ☎096(248)1162



認可外保育施設に入所している児童の保育料の一部を補助します。

▼対象 次の要件を全て満たす人

- ①市内に住民登録し、在住する人
- ②認可保育施設の入所要件を満たし申し込んだが、入所できず待機していること(保留通知を持っている人で、両親とも就労中などであること。求職中の人は対象外)
- ③月単位契約で、児童が認可外保育施設に月64時間以上で13日以上通っていること(一時預かりや延長保育、月途中の入所・退所は除く)

▼対象にならない人

- ・保護者の個人的理由で認可保育施設に入所しなかった人(入所辞退など)
- ・入所希望の保育施設が少ない人(第6希望未満)
- ・市税などを滞納している人

▼対象施設

保育所業務を目的とする施設で、県または熊本市へ届け出をした認可外保育施設(市外の施設も対象)
※企業主導型保育事業所および事業所内保育施設や英会話などを主目的とする施設は対象外です

▼補助対象経費

- ・0〜2歳児 保護者が負担した保育料月額と昼食代の合計額
- ※年齢は令和6年4月1日現在の満年齢です

※保育料月額に延長料金は含みません

▼補助額

補助対象経費から、認可保育施設に入所した場合の保育料月額相当額を差し引いた額(上限は月額2万円)

▼申込方法 申請書類一式を提出してください(郵送可)

※申請書類一式は申込場所に用意しています。市ホームページからダウンロードできます



▲市ホームページ

▼申込期限

- ・4月〜7月通園分：8月20日(火)
- ・8月〜11月通園分：12月20日(金)
- ・12月〜令和7年3月通園分

：令和7年4月21日(月)

▼申込場所 こども未来課

〒861-1116

福岡292番地

合志市役所 こども未来課 保育班

(総合センター「ヴィーブル」内)

暑さから身を守るため

市のクーリングシェルターを指定しました

●問い合わせ先 健康ほけん課 健康づくり班 ☎096-248-1275



4月1日から、熱中症対策の強化を盛り込んだ『改正気候変動適応法』が全面施行しました。これにより、市町村は“クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)”を指定することができます。

クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒情報が発表された場合、一時的に避難して暑さをしのぐことができる施設です。(開庁日・開館日に限る)

本市では、危険な暑さから身を守り、休憩できるよう、冷房設備のある市内10カ所の施設をクーリングシェルターに指定し、一般に開放しています。利用状況によっては、対象施設を増やすことも検討しています。

▼クーリングシェルター該当施設

施設名	開所日	開所時間
① 合志市役所	月～金	8:30～17:15
② ヴィーブル	火～日	9:00～22:00
③ 泉ヶ丘市民センター	火～日	9:00～22:00
④ 須屋市民センター	火～日	9:00～22:00
⑤ 御代志市民センター	火～日	9:00～22:00
⑥ 黒石市民センター	火～日	9:00～22:00
⑦ 野々島市民センター	火～日	9:00～22:00
⑧ ふれあい館	火～日	9:00～17:00
⑨ 人権ふれあいセンター	月～金	8:30～17:00
⑩ ユーパレス弁天	第2・第4木曜日以外	10:00～23:00

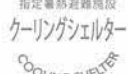
※熱中症特別警戒情報が上記施設の閉庁日・休館日に発表された場合、施設は開放されません

クーリングシェルターの利用について

- ・熱中症特別警戒情報発表の有無にかかわらず、10月末日まで開放します。各施設の開所日・時間は表をご確認ください。
- ・飲料水は各自でご用意ください。
- ・その他利用に当たっては各施設の指示に従ってください。



▲市ホームページ



管理者・連絡者不明の浄化槽はありませんか

浄化槽管理者変更報告書を提出しましょう

●問い合わせ先 環境衛生課 ☎096-248-1202

浄化槽管理(設置)者が変更となったときは、『浄化槽管理者変更報告書』の提出が必要です。

家族や親族の住宅で、浄化槽管理者が変更になった場合は『浄化槽管理者変更報告書』の提出をお願いします。

次のようなケースは特にご注意ください。

- ・居住者の長期不在(入院など)で市(保健所)や業者との連絡が取れない
- ・居住者の死亡後に手続きが行われていない
- ・別荘や中古住宅、空き家などで出入りが少ないなど

管理者不明の浄化槽は、周囲の環境悪化や近隣住宅に迷惑をかけるおそれがあります。ご協力をお願いします。

浄化槽設置の皆さんへ

浄化槽の法定検査を受けましょう

●問い合わせ先 環境衛生課 ☎096-248-1202
公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎096-284-3355

浄化槽管理(設置)者には、浄化槽法で①保守点検②清掃③法定検査が義務付けられています。

保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内で汚水を微生物が分解した後に溜まる汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行なうものです。

また、法定検査は、浄化槽の維持管理や保守点検および清掃がきちんと行なわれているかを確認するものです。

法定検査は県が指定した検査機関(公益社団法人熊本県浄化槽協会)が行ないます。保守点検や清掃を行なっても、法定検査は法により義務付けられていますので次の表に従って必ず検査を受けていただきますようお願いいたします。

検査名	対象	回数
7条検査(浄化槽設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	設置後3～8カ月以内に1回のみ検査が必要
11条検査(定期検査)	浄化槽を設置している人	毎年1回の検査が必要

第7期(令和5年4月～令和6年3月実施分)

団体の部

- 優勝 泉ヶ丘ラジオ体操元気会
- 2位 妙泉寺公園ラジオ体操の会
- 3位 クラブみよし(グラウンドゴルフ)

個人の部

- 優勝 岩元美知子 362ポイント
(妙泉寺公園ラジオ体操の会)
- 2位 竹永千真子 359ポイント
(妙泉寺公園ラジオ体操の会)
- 3位 那須未治 356ポイント
(泉ヶ丘ラジオ体操元気会)

団体の部で優勝した『泉ヶ丘ラジオ体操元気会』の皆さんです。

こどもから高齢者まで、家族のように声を掛けあって、毎朝体操をしています。

皆さんの継続した活動が、地域の“元気”につながっています。



こうしぼちぼち元気ポイントとは

年齢を重ねてもいきいきと元気に過ごし、健康になってもらうことを目的に実施しています。趣味活動などで集まっている団体をこうしぼちぼち元気ポイントとして登録すると、1回の活動で1ポイント貯まり、年間での上位入賞者と団体を表彰しています。詳しくはお尋ねください。

こうしぼちぼち元気ポイントで元気に

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎096(248)1126

